

(様式第1号)

第1回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	平成28年11月1日 火曜日 午後2時30分～午後4時30分
場 所	保健福祉センター3階会議室1
出席者	会 長 木下 隆志 副 会 長 森川 太一郎 委 員 藤井 弘子 遠藤 哲也 長澤 豊 稲岡 由美子 北野 章 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 山中 厚子 園田 伊都子 尾崎 郁子 福本 敏之 川辺 麻起子 三谷 百香 寺本 慎児 欠席委員 今村 一美 脇 朋美 事 務 局 障害福祉課 本間 慶一 川口 弥良 長谷 啓弘 吉川 里香 辻野 亮太 高齢介護課 西村 雅代 地域福祉課 細井 洋海
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中18人の委員の出席により成立

(2)委員委嘱

(3)市長挨拶

(4)委員及び事務局の紹介

(5)障がい者差別解消支援地域協議会について

(6)会長、副会長の選出

会長…委員の互選により木下委員が選出され承認

副会長…会長により森川委員を指名し承認

(7)議事

①障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）について

②障害者差別解消法施行に伴う市の取組みについて

③手話言語条例について

④障害者差別解消法施行に伴う各機関の取組み状況について

⑤その他

(8)閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

資料2 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱
障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の
設置・運営暫定指針の概要

資料3 障害者差別解消法施行後の課題と地域協議会の役割

資料4-1 芦屋市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
芦屋市職員の障がいを理由とする差別に関する意識調査結果【速報版】

資料4-2 「障がいを理由とした差別と思われる事例」・「障がいがある人への配慮の好事例」の募集結果について

資料5 「手話言語条例」の制定について

3 審議経過

(1) 障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）について

木下会長より「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）について」説明

(木下会長)

後程皆さんにも発言をいただきたいと思っておりますので、その際に合わせてご質問をお願いします。次の議題をお願いします。

(2) 障害者差別解消法施行に伴う市の取組みについて

事務局より「障害者差別解消法施行に伴う市の取組みについて」説明

(木下会長)

ありがとうございます。現在の市の取り組みについて説明をしていただきました。続いて手話言語条例に関する議題を説明していただき、その後にご出席いただいている各機関から取り組み状況の説明と質問などをお願いしたいと思います。

(3) 手話言語条例について

事務局より「手話言語条例について」説明

(4) 障害者差別解消法施行に伴う各機関の取り組み状況について

(木下会長)

障害者差別解消法施行に伴う各機関の取り組み状況や共有できる情報についてご発言をお願いします。

(藤井委員)

法務省の人権擁護機関の活動についての取り組みを説明いたします。法務省の中に人権擁護局があり、更にその中に、各県の法務局と地方法務局があります。神戸は地方法務局に当たり、その中に支局があり、私は西宮支局から来ております。国の機関である法務局と、法務大臣が委嘱する人権擁護員を合わせて、法務省の人権擁護機関となっています。

法務省の人権擁護機関では、人権啓発活動と人権相談、人権侵犯事件の調査・救済が主な活動です。

本日は人権相談について、簡単に説明いたします。人権相談は、電話か面談による相談を通常から対応しており、その他に強化週間を設けて、女性の人権ホットラインや子どもの人権、また毎年9月に一週間、全国一斉高齢者・障がい者の人権あんしん相談強化週間と位置づけ、電話による人権相談に応じています。高齢者や障がいのある人に対する暴行、虐待といった事案が、依然として数多く発生している現状から、問題の解決を図り、その活動を強化することを目的として強化週間が設けられています。今年度は9月5日月曜日から9月11日日曜日まで7日間、強化週間として取り組み、人権擁護委員の先生方が相談に対応しました。

(木下会長)

ありがとうございます。これは、強化週間以外でも連絡すれば相談できるということですね。

(藤井委員)

そうです。

(木下会長)

はい、わかりました。では、順番に遠藤委員、よろしくお願いします。

(遠藤委員)

本日は人権擁護委員として出席しておりますが、先程の藤井委員からのご説明のとおり、民間ボランティアとして活動しているのが人権擁護委員で、全国14,000人、芦屋市では8人おり、西宮支局に属しています。弁護士や家裁の調停委員を本業としている方がボランティアとして人権相談、啓発活動を行っています。定期的な人権相談の中で、子ども達の話等色々ありますが、その中で障がいのある人への相談に取り組みたいと考えております。私の場合、人権擁護委員の立場であるとともに、娘が知的な障がいを持っていますので、当事者の親の立場でもあります。また、本業は新聞記者をしておりますので、障がい福祉関係の取材を日頃から見ております。人権擁護委員の活動とは離れますが、この夏神奈川の相模原で起きた殺傷事件が、なぜこの障害者差別解消法が施行された直後にこの国で起こったのか、この社会で起こったのかを、深刻に考えなければいけないということを新聞でも書いてはいますが、なかなか現実的には社会へ広まっていないことを、改めて自戒も含めて感じております。国連で障害者権利条約ができ、国内法でも障害者差別解消法ができ、権利が守られることに動いていると認識していたのですが、全く逆のベクトルで物事を考えている人がいて、犯罪が起きてしまい、それを許してしまった社会というのを、どういうふうに考えればいいのかと思っています。芦屋市の場合は、行政も積極的に取り組んで頂いていますが、いつ、どのように、マイノリティの方が暮らしにくい社会、街になるかもしれないという危機感を持って、この場で勉強させていただきたいと思っております。

す。

(木下会長)

ありがとうございます。では、杉田委員。

(杉田委員)

障害福祉課が障がい者差別や合理的配慮に関してアンケートをとってくださったことを本当に感謝しています。集まった沢山の意見をどのようにまとめられて、例えば公共機関に対してその意見をお届けする等の過程がどのように進んでいくのか、とても興味を持っています。このアンケートも、読んでちょっと泣いてしまいました。この事例の中で私が特徴として見えたのは、「じろじろ見られた」とか、「ばかにされたように見られたとか言われた」という言葉が沢山出てくることです。それについて、市や公共機関の働きかけ以外で、市民として、この様に言われた、見られたと障がいのある人が感じるような様に行動する市民が増えたらいいなと思いました。そのためには、やはり教育機関等を通して、障がいのある人のことを知って頂きたいと思います。先日、アイマスクの体験と車いす体験のお手伝いに警察学校に行き、山手小学校にも行きましたが、やはり教育機関において体験し、知ってほしいと思いました。私自身、1種1級の障がいを持っていますが、身体障害者手帳をいただくときに、「もしかして、私の娘が、母親に障がいがあることを理由に結婚できなかったらどうしよう」とふっと思いました。私自身は差別がない人間だと思っていたのですが、そのような思いが浮かんだということは、私も差別の気持ちを持っているんだと、手帳をもらって最初に思ったことをいつも考えています。そのため、「見られた」とか「言われた」と感じる、障がいのある人が少なくなるような、運動が起きたらいいと思っています。

(木村委員)

父母の会では、障害者差別解消法や合理的配慮を学ぶために、県をはじめとした様々な研修会に参加をしています。一方、計画相談と合理的配慮がうまくかみ合っていけば、障がいのある人の生活はかなり向上するのではないかと考えており、大いに期待をしています。また、障がい者差別解消に関しては、明石市が非常に進んでいるということを聞いていますので、一度、明石市の会員から色々な話を聞いて、今後の参考にしていきたいと思っており、まだ勉強の段階でございます。

(朝倉委員)

育成会では、兵庫県に年に1回要望事項を出しています。差別に当たるとしていることが、地方公務員の採用試験について、地方公務員法第16条の欠格条項として、成年被後見人と被保佐人には受験資格がないとなっていることで、せめて受験はできるように要望しており、問題はあるかとも思いますが、芦屋市でも検討して頂きたいと思います。

次に、施設入所者が移動支援事業を利用できないことです。親が危篤の時や葬式の際にも入所施設の職員のサービスでなければ行くことができないということは人権問題ではな

いでしょうか。今の状況は、芦屋市が差別をしていることだと私は思っています。これらのことを、要望というかたちで続けています。

(齊藤委員)

障がいと言っても、障がいの種別によってそれぞれの苦労や抱えている課題は違うと思っています。その中で、精神の障がいは、やっと公的な支援を受けられるようになってきたものの、財政的な厳しさもあり、苦労している実態から、支援が一番遅れてきた障がいだと思います。その様な中で、震災後に10名弱で始まった家族会も今では、芦屋メンタルサポートセンターの登録人数が100名となり、年間の相談人数が1,000人を超えている状況になっており、心の病が非常に大きな問題になってきています。

今回、この法律ができ、「助かるな」というのが正直な感想です。精神の障がいは分かりにくい障がいだと思いますので、現在も市や関係団体と協力しながら実施している、イベント等を通じて社会に出て行き、普及啓発を行うことが非常に大事だと思います。社会的障壁についても、事物、制度、慣行、観念や社会通念等を変えていくには時間がかかり、簡単に解決できる問題ではありませんが、時間をかけて取り組んでいかなければいけないと思っています。

それから、障がいのある人にとっては、保険、医療、福祉、労働、教育の5つが必要です。また、介護者の高齢化に伴う問題や一つの家庭の中で、高齢、障がい、子どもの課題が複合している相談も多くなってきていることから、現場の相談員が疲弊しない様に、バックアップして組織や制度を守っていかなければいけないと思っています。

次に、事務局から報告がありましたが、行政内で様々なセクションに働きかけていることは非常にありがたいことですし、今後も進めて行ってほしいと思います。

(山中委員)

民生児童委員協議会では、高齢者、児童部会、そして障がい者部会に分かれていて、それぞれ研修を行っています。障がい者部会では、年4回の部会で障がい全般について学習し、福祉部障害福祉課から福祉制度の実情、医療、税、自立支援医療等のサービスについて説明を受けて知識を深めています。また、心のケアと役割、発達障がいについてなど障がいを正しく理解するための講演会を開催しています。それ以外にも、関連した内容を毎年、テーマ別に事例研究やグループワークなど、障がいのある人に寄り添えるよう研修を進めています。他にも、障がいのある人との触れ合いとして、ふれあい市民運動会への参加や、三田谷治療教育院主催の三田谷フェスティバルでバザーの担当もしています。また、作業所等の関係施設、特別支援学校の見学を実施しています。更に、権利擁護で暮らしを支える権利擁護支援としての成年後見というテーマで、専門職から話を伺っています。今回、この協議会に出席させていただき、存じ上げないことが本当に沢山あることが改めてわかりました。まず理解を深めることが大事かと思っていますので、この協議会を通して勉強させていただいて、その先で発信できるところまでいけたらと思っています。

(園田委員)

社会福祉協議会では、対応要領等の作成には至っておりません。阪神間の社会福祉協議会では、一部、作成されているところもあると聞いておりますので、前向きには検討できたらと思っております。

また先程、朝倉委員もおっしゃっていた移動支援事業ですが、社会福祉協議会では日中一時支援事業を実施していますが、就労されている保護者は送迎が担えず、移動支援事業も利用ができないため、結果として日中一時支援事業の利用ができないということが起こっています。行政として検討されることで、日中一時支援事業が障がいのある児童の居場所として役立てるのではないかと思います。

次に、手話言語条例の説明がありましたが、社会福祉協議会では市の委託を受け手話奉仕員の養成講座を実施しています。手話通訳者から、医療に関する場面での通訳の際に、意思決定を求められるが、ご本人に意図を伝えることが難しいことや、判断が難しい場面があり、家族ではないが、家族の代わりを求められることもあり悩んでいるといったことがあるとの意見も聞きますので、手話通訳者の悩みなども反映していただければと思います。

(北野委員)

学校教育では、インクルーシブ教育の推進ということで、障がいのある児童もない児童も共に学ぶ仕組みづくりに取り組んできたところもあり、学校現場での職員の意識は高いのではないかと思います。しかし、法律ができたことに伴い、学校としても具体的な対応が求められていますし、学校側の指導を見直すという意味でのきっかけになるかなと思っております。

そこで一番の話題になったのは、過度の負担、過重な負担の捉え方で、具体的にどこまでなのかということは、各先生方は気にしています。全部の希望を叶えることが難しい中で、「これは法律による義務でしょう。」と言われてどのように対応するのか、人的体制の問題や、費用負担の程度が非常に大きい場合は、難しい部分は実際にありますが、ただできないで済ますのではなく、じっくりと保護者と話し合っ、ここまでだったら今はできるというところを詰めていく、この作業を大事にしていくということではないかと思っております。やはり過度な負担という言葉が、できない言い訳に使われていくことがあってはいけないことだと考えています。その中で、今回の市民の意見募集の中にありましたが、医療的ケアが必要な児童が入学される場合に、現在は医療的ケアができる体制が無いため、今後の対応として求められるということはあると思っております。検討のスタートは、意思表示があった場合となっておりますが、その際に初めて、学校や教育委員会が検討を始めるのではなく、早いうちから備えていかなければいけないと感じています。

(三谷委員)

先程の木村委員からの計画相談と合理的配慮がマッチすればという点については、計画

相談そのものは本人中心支援ですすめており、障がいのある人がどのように生活していきたいのかを支援するのですが、その中に市民、事業者等からの配慮があれば、更に生活が豊かになっていくのかなど、私自身が気づかされました。

また、市民の意見募集結果を見ますと、相談員は日々相談を受けていながら、わかっていないことや麻痺しているところが少なからずあるのではないかなど気がつきました。今すぐ改善できるところもあるでしょうし、それを差別と思ってなかったということもあるのではないかも感じています。また、中には、障がいのある児童の保護者や児童が利用するサービスに関する意見もありましたので、子育て推進課にもこのような場に参加していただくことも良いのではないかと思います。

手話言語条例については、所属母体の社会福祉協議会で福祉学習として、学校に手話の先生をコーディネートする業務を担当していたことがあるのですが、学校場面なり、それ以外の場所でも手話の理解促進を行うことは大切だと思います。

最後に、自立支援協議会の専門部会の取り組みとして、今年度啓発冊子を改訂することになっており、障がいのある人への理解促進、差別解消の推進となる視点を盛り込んで作成したいと思います。

(川辺委員)

就労支援の立場では、障害者差別解消法の施行前から、企業に対し、就職した人の障がいに配慮した対応をお願いしていましたが、法律ができたことで、企業へのお願いがすごくしやすくなったと思っています。また、この法律の施行と同時期に、障害者雇用促進法が改正され、その改正のポイントとして、今までは「身体障がい者、または知的障がい者の雇用義務等に基づく」という一文が、一括した障がい者という表現に変わり、障がい者の範囲が広がりました。また、今までは差別について特筆されていませんでしたが、改正後は、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止すると明記されたので、企業にも義務ができたことで、こちらからの要望しやすくなってきました。分かりやすい事例として、給料を下げる、給料を低くする、昇給させない、研修や実習を受けさせない、食堂や休憩室を利用させないといったことについて、以前は要望が言えなかった時もありましたが、これからはもっと要望していけるようになるかなと思います。更に、採用試験の際にも、発達障がいの人であれば採用試験に時間をかけていただいたり、聴覚や視覚に障がいのある人は、問題用紙を点訳や音訳に変えてもらうなど、これからはそのような要望もしていきたいと思っています。

(尾崎委員)

川辺委員も発言されていましたが、障害者雇用促進法の改正が平成25年にあり、28年4月からは、障がい者に対する差別の禁止と、合理的配慮の義務が、事業主に義務づけられました。私どもハローワークの全てではありませんが、ハローワークの中に1部門を設け、障がいのある人の職業紹介だけでなく、事業主に対して採用選考に際し、差別的な取り

扱いをしてはいけないこと、雇用に当たっての配慮については以前より伝えていましたが、今回の法律が施行されたことから、事業主に対して指導等をお願いしているところです。また、合理的配慮には指針が示されていますので、それを参考にしながら、個別事案について、対応の話し合いや提案等を行っています。

障害者差別解消法については、障がいの有無に関わらず十分に丁寧な対応をすることをこの機に改めて気をつけるとともに、それから、事業主につきましては、周知と合理的配慮をお願いしたいと思います。

(福本委員)

私ども芦屋市商工会は市内 1,000 程の事業者が会員でいらっしゃいます。また、それ以外にも小規模事業者とか商工業者といった方々に利用していただく団体であります。中でも小売りサービス業が 7 割程を占めており、消費者に一番近い業種が多いという現状から、差別ということが起こりやすい業種が占めているとも言えます。ロコミや様々な環境要因による経営リスクがある中で、この問題をしっかり受けとめ、見つめ直して管理しないと、事業継続の上での支障が出てくるという意味では、商工会の立場から、啓発等、様々な場面で進めて、取り上げていきたいなと感じております。

支援者の立場とは違いますので、違う観点からの考えとして受けとめていただけたらありがたいと思います。

(稲岡委員)

共に生きる社会ということもある一方で、芦屋健康福祉事務所では精神疾患のある人に対する近隣住民からの苦情を受けるのですが、その当事者の問題、課題に向き合いつつ、普及啓発、発信していくということも、我々の大事な取り組みになるのだと日々実感しています。一般の方への普及啓発を進めていき、事例の積み上げや共有もこの協議会として協議ができればと思っております。

(森川委員)

私は兵庫県弁護士会に所属しており、障がいのある人を対象に特に取り組んでいる事業として、通称「たんぼぼ」という、高齢者障害者総合支援センターを設けており、月 2 回の来所相談、あるいは出張相談について、日本司法支援センター、法テラスといった団体と連携しながら、資力の少ない方のために病院等への無料の出張相談、週 2 回ですが無料の電話相談を行っています。また、講師派遣もしています。これらの取り組みの中で、差別の問題に関するも相談を受け、個別に解決について一緒に考えさせていただくといった活動をしています。

今回の障害者差別解消法については障害者権利条約の国内法としてつくられていますが、前段の制度説明や、欠格条項の指摘もありましたが、障害者権利条約の観点から見ると、まだまだ課題があり、日本の全国の弁護士が入っている日本弁護士連合会で 2014 年に「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」というのを出しております。これは日弁連、日本

弁護士協会のホームページで見ることができます。その中で、条約の観点から見た課題と、課題に対する解決策を、弁護士会として宣言をさせていただいておりますので、もしご興味がある方はご覧頂けましたらと思います。

(木下会長)

重要なこととおっしゃっていただきました。それぞれ皆さんの声をお聞きしたかったので、一言ずつお話をいただきました。

その他について事務局からございますか。

(5) その他について

事務局より「プロジェクトチームについて」説明

(木下会長)

これで第1回の芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会を終わりたいと思います。今後よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会